

災害保険をご確認いただく皆様へ

重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

この書面では、災害保険をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。

「契約概要」	保険商品の内容をご理解いただくための事項
「注意喚起情報」	ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

用語のご説明

「ご契約のしおり（約款）」にも用語のご説明（定義）が記載されておりますので、ご確認ください。

用語	ご説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものをいいます。
日本郵政グループ	日本郵政株式会社、日本郵政株式会社の連結子会社およびこれらの会社に準ずる企業または団体をいいます。
日本郵政グループ社員等	① 日本郵政グループの役員 ② 日本郵政グループの社員（1年以上勤務予定の者）
配偶者	保険契約者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）をいいます。
親族	保険契約者と生計を一にする次の者をいいます。 ① 配偶者 ② 保険契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ③ 保険契約者の子の配偶者、孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者 ④ 配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 この場合の生計を一にするとは、保険契約者と日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居していることを要しません。
住宅	土地に定着し、屋根、柱、壁を有し、人が住むために建てたものをいいます。
建物	土地に定着し、屋根、柱、壁を有し、人が住んだり、物を入れたり、仕事をしたりするために建てたものをいいます。
共同住宅	同一棟に二世帯以上がそれぞれ独立して居住する構造の住宅。一般に階段、廊下、その他の共用施設が備えられている住宅をいいます。
再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力が同一の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。
損害の額	修復費または最取得価額によって定めた損害の額をいいます。
保険金額	保険金の支払限度額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約で補償する損害について、補償が重複する他の保険契約または共済契約をいいます。

支払責任額	他の保険契約等がないものとして支払うべき保険金の額のことをいいます。
契約日	保険契約の第1回目の保険料が次の①②の日から生じる保険契約上の責任の開始日をいいます。 ① 保険料を給与控除の方法により払い込む場合には、第1回保険料が払い込まれた日の属する月の1日 ② 保険料を給与控除以外の方法により払い込む場合には、第1回保険料が払い込まれた日の属する月の翌月の1日
更新日	保険契約が更新される場合、保険期間満了日の翌日をいいます。
増口	災害保険普通保険約款第13条に規定する口数の範囲内において契約の口数を増加させることをいいます。
減口	すでに契約している口数の一部を解約することをいいます。
払込応当日	保険料の払込単位に応じた、保険期間中の保険料払込日をいいます。
異常危険準備金	将来の債務を確実に履行するため、保険業法の規定に基づいて、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てた準備金をいいます。
特別災害積立金	震災等の保険金の支払いに備えた積立金をいいます。
避難勧告等	災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の法令に基づく避難勧告若しくは避難指示または警戒宣言をいいます。

1 契約締結前にご確認いただく事項

- 商品の仕組み・・・「[契約概要](#)」
 災害保険は、大切なお住まいや家財等を対象に、火災等の損害を補償する保険です。火災以外にも、風水雪害、震災、不慮の人為的災害等、幅広い補償をご用意しております。
- 基本となる補償、保険の対象および保険金額等
 ① 基本となる補償・・・「[契約概要](#)」・「[注意喚起情報](#)」
 基本となる補償は、次のとおりです。

【損害保険金】

	災害の区分	保険金を支払う場合（支払事由）
1	火災等	火災（焼損や破損を含みます。）、落雷、破裂・爆発、消火作業による冠水や破壊によって保険の対象が損害を受けた場合。 この場合の損害とは、保険の対象である住宅または家財が損壊した場合とし、この損害に付随して発生した残存物の解体および撤去費用を含みます。 次に掲げる震災等を原因とした火災による損害は、震災等による災害として区分します。 ア 地震若しくは噴火またはこれらによる津波によって生じた直後の火災による損害 イ 地震若しくは噴火またはこれらによる津波によって生じた火災が延焼または拡大して生じた損害 ウ 発生原因の如何を問わず生じた火災が地震若しくは噴火またはこれらによる津波によって延焼または拡大して生じた損害
2	風水雪害	暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪および降ひょうにより保険の対象が損害を受けた場合であって、次のアからオのいずれかに該当する場合。 この場合の損害とは、保険の対象である住宅または家財を収容する住宅が損壊（住宅外部の壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびズレ）した場合とし、この損害に付随して発生した残存物の解体および撤去費用を含みます。

2	風水雪害	<p>ア 保険の対象とする住宅または家財を収容する住宅が第4条に規定する損害の区分の半壊以上に該当する場合</p> <p>イ 住宅および家財を保険の対象とする契約において、住宅および家財の損害の額の合計が10万円以上の場合</p> <p>ウ 住宅のみを保険の対象とする契約において、住宅の損害の額が10万円以上の場合</p> <p>エ 家財のみを保険の対象とする契約において、家財の損害の額が10万円以上の場合</p> <p>オ 床上浸水による被害を受けた場合 床上浸水とは、居住部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）以上の浸水または浸水高が地盤面（建物が周囲の地面と接する位置）から45cm以上の場合をいいます。また、床面に上に土砂が流入した場合を含みます。 上記風水雪害に起因する地すべり、土砂崩れ、断層、地割れによる損害を含みます（地震、噴火および人為的な原因によるものを除きます。）。</p>
---	------	---

3	震災等	<p>地震若しくは噴火またはこれらが原因で生じた津波により保険の対象が損害を受けた場合であって、次のアからエのいずれかに該当する場合。 この場合の損害とは、保険の対象である住宅または家財が損壊した場合とし、この損害に付随して発生した残存物の解体および撤去費用を含みます。</p> <p>ア 保険の対象とする住宅または家財を収容する住宅が第4条に規定する損害の区分の半壊以上に該当する場合</p> <p>イ 住宅および家財を保険の対象とする契約において、住宅および家財の損害の額の合計が10万円以上の場合</p> <p>ウ 住宅のみを保険の対象とする契約において、住宅の損害の額が10万円以上の場合</p> <p>エ 家財のみを保険の対象とする契約において、家財の損害の額が10万円以上の場合</p>
---	-----	--

4	不慮の人為的災害	<p>不慮の人為的災害による次の事象により保険の対象が損害を受けた場合であって、次のアからエのいずれかに該当するとき。ただし、直接原因であるか間接原因であるかを問わず、自然現象によるものを除きます。 この場合の損害とは、保険の対象である住宅または家財が損壊した場合とし、この損害に付随して発生した残存物の解体および撤去費用を含みます。</p> <p>ア 保険の対象とする住宅または家財を収容する住宅が第4条に規定する損害の区分の半壊以上に該当する場合</p> <p>イ 住宅および家財を保険の対象とする契約において、住宅および家財の損害の額の合計が10万円以上の場合</p> <p>ウ 住宅のみを保険の対象とする契約において、住宅の損害の額が10万円以上の場合</p> <p>エ 家財のみを保険の対象とする契約において、家財の損害の額が10万円以上の場合</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>不慮の災害</th> <th>損害の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 車両等の衝突</td> <td>車両またはその積載物の衝突若しくは接触、航空機の墜落若しくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象に損害を受けた場合。ただし、保険契約者または親族が所有若しくは運転する車両またはその積載物の衝突若しくは接触による損害を除きます。</td> </tr> <tr> <td>2 物体の落下・衝突</td> <td>住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊によって保険の対象に損害を受けた場合。ただし、保険契約者または親族およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の加害行為を除きます。</td> </tr> <tr> <td>3 他人の居住部分または共有部分からの水濡れ</td> <td>共同住宅における他人の居住部分または共有部分で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。</td> </tr> </tbody> </table>		不慮の災害	損害の内容	1 車両等の衝突	車両またはその積載物の衝突若しくは接触、航空機の墜落若しくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象に損害を受けた場合。ただし、保険契約者または親族が所有若しくは運転する車両またはその積載物の衝突若しくは接触による損害を除きます。	2 物体の落下・衝突	住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊によって保険の対象に損害を受けた場合。ただし、保険契約者または親族およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の加害行為を除きます。	3 他人の居住部分または共有部分からの水濡れ	共同住宅における他人の居住部分または共有部分で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。
不慮の災害	損害の内容								
1 車両等の衝突	車両またはその積載物の衝突若しくは接触、航空機の墜落若しくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象に損害を受けた場合。ただし、保険契約者または親族が所有若しくは運転する車両またはその積載物の衝突若しくは接触による損害を除きます。								
2 物体の落下・衝突	住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊によって保険の対象に損害を受けた場合。ただし、保険契約者または親族およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の加害行為を除きます。								
3 他人の居住部分または共有部分からの水濡れ	共同住宅における他人の居住部分または共有部分で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。								

4	不慮の人為的災害	4 給排水設備の事故	給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、給排水設備に存在する欠陥または腐蝕、さび、かび、虫害その他の自然の消耗等に起因するものを除きます。
		5 突発的な第三者の直接加害行為	その他突発的な第三者の直接加害行為（盗難による損害を除きます。）。ただし、保険契約者または親族およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の直接加害行為を除きます。
		6 風呂の空焚き	空焚きによる風呂釜または浴槽のみの損害。

【災害死亡保険金】

保険契約者または保険の対象である住宅若しくは保険の対象である家財を収容する住宅に居住する次に定める親族が、保険金の支払事由に該当する災害により被災の日から180日以内に死亡したとき

	死亡した方
ア	保険契約者
イ	配偶者
ウ	配偶者以外の2親等内の親族

【費用保険金】

保険契約者が第三者の所有する建物または家財等に損害を与え、保険契約者が5万円以上の賠償を支払った場合には、次の区分に応じて費用保険金を支払います。

費用保険金の種類	費用保険金を支払う場合
火元失火保険金	保険の対象（家財のみを保険の対象としている場合には、当該家財を収容している住宅。）内から発生した火災により第三者に損害（煙損害および臭気付着を除きます。）を与えたとき。
漏水保険金	保険の対象（家財のみを保険の対象としている場合には、当該家財を収容している住宅。）内から発生した事故（火災を除きます。）により、第三者に水濡れ損害を与えたとき。

②保険金をお支払いしない主な場合・・・「[契約概要](#)」・「[注意喚起情報](#)」

保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは、[ご契約のしおり（普通保険約款）](#)をご参照ください。

- ア 保険契約者または親族若しくは保険金の受取人（受取人となりうる者を含みます）その他の利害関係者の故意または重大な過失により生じた損害
- イ 保険金支払事由に該当する災害時における紛失または盗難による損害
- ウ 保険契約者または親族若しくは保険金の受取人（受取人となりうる者を含みます）その他の利害関係者が正当な理由がないのに、保険金の支払のために確認が必要な行為を妨害した場合

住宅	家財
1 事務所、簡易郵便局、店舗、その他これらに類する営業目的の建物 2 建築中の建物 3 建て替え中の建物 この場合、既存建物の解体工事開始から新しい建物の建築工事が完了し引き渡しまで。 4 区分所有建物の共用部分（専用使用権付共用部分を除きます。）	1 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの 2 貴金属、宝石、宝玉その他の貴重品、書画、骨とう品、彫刻物その他の美術品 3 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿、アルバムその他これらに類するもの 4 営業（農業を含みます。）用の商品、原材料、器具備品、設備その他これらに類するもの 5 食料および燃料

	<p>6 自動車および自動二輪車（総排気量125cc及び定格出力が1Kwを超えるもの）</p> <p>7 家畜、家きん、庭木、盆栽などの動植物</p> <p>8 上記1から7までの他、金銭に見積もることができないもの</p> <p>9 不用品または使用可能であっても一般的に物置等で管理する家財でないもの</p>
--	--

(注) 自然災害・不慮の人為的災害に関わらず、次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 隕石の落下による損害
- 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- 地下水・湧水による損害
- 凍土害・凍害（水道管等の破裂・爆発を除く）・結露・乾燥による損害
- 塩害
- 風、雨、雹、砂塵の吹き込み、またはこれらのものの混入により生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗、劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌おち、その他のこれらに類似の事由
- 保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- 保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。
- 地盤を補強する用途の擁壁・石積・石垣類および、それらの上に設置された塀・フェンス類の損害
- 動物、植物、虫等に起因する損害
- 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- 保険の対象に対する加工・修理等の作業（保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。）中における作業場の過失または技術の拙劣に起因する損害。
- 保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 保険の対象のうち、電球・ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

③お支払いする保険金の額・・・「契約概要」・「注意喚起情報」

お支払いする保険金の額は、事故等の区分により次のとおりです。

災害の区分	1口あたりの保険金額	
火災等	全焼	160,000円
	部分焼	加入区分に応じた全焼の支払額を限度に損害の額
風水雪害	全壊・流失	60,000円
	半壊	30,000円
	一部損壊（損害額10万円以上）	3,000円
	床上浸水 ※床上浸水は原則対象となりません	3,000円

震災等	全壊・流失	25,000円
	半壊	12,500円
	一部損壊（損害額10万円以上）	1,000円
不慮の人為的災害	全壊	20,000円
	半壊	5,000円
	一部損壊（損害額10万円以上）	1,000円
災害死亡	保険契約者	5,000円
	保険契約者の配偶者	2,500円
	保険契約者の配偶者以外の2親等内の親族	1,000円
火元失火	第三者1世帯あたり40万円が限度	10,000円
漏水	第三者世帯の制限なし	1,000円

- (注1) 床上浸水において、保険の対象とする住宅または保険の対象とする家財を収容する住宅の延床面積の50%以上が、居住部分の床面（畳敷または板張等の面をいい、土間、たたきの類の面を除きます。）から浸水高100cm以上となった場合には、損害の区分を半壊として保険金を支払います。
- (注2) 風水雪害、震災等および不慮の人為的災害の損害区分の認定において、損害保険会社および他の共済事業を実施する団体のいずれかが現場調査を実施したうえ保険金または共済金を支払い、保険契約者から当該支払いの認定に関する書類が提出されているときは、当法人は関係の資料を参考にすることができるものとします。
- (注3) 保険の対象に含まれる住宅の付属工作物および付属建物に対し、風水雪害、震災等および不慮の人為的災害による損害を受けたときの損害の区分は次のとおりとします。
- ①住宅（建物本体。以下この項で同じ。）に損害がなく、付属建物等に10万円以上の損害を受けた場合は、付属建物等の損害の区分にかかわらず一部損壊とします。
 - ②住宅および付属建物等の双方に損害を受け、合計の損害額が10万円以上の場合は、住宅の損害の区分によります。
- (注4) 1回の震災等の保険金の総支払見込額が異常危険準備金と特別災害積立金の合計額の50%を超えるときは、その50%に相当する金額を限度として、保険証券記載の保険金額を減額して支払います。
- (注5) 注4における異常危険準備金の額及び特別災害積立金の額は、当該震災等災害が発生した前年度末の金額とします。
- (注6) 注5にかかわらず、当該震災等災害が発生するまでに、その地域又は他の地域において、①震災等災害が生じているときはその保険金の総支払見込額、②その他異常危険準備金又は特別災害積立金を取崩す必要があると認められる事由が生じているときはその取崩しに係る金額を、異常危険準備金及び特別災害積立金の合計額から差し引きます。
- (注7) 注4に定める、平成28年度末の異常危険準備金と特別災害積立金の合計額の50%に相当する限度額は116億円（平成29年3月31日現在）です。
- (注8) 異なる複数の風水雪害により、保険の対象とする住宅に損害を受けた場合であって、損害を修復していないときは1回の災害とみなし、最終的な損害の区分に基づき保険金を支払います。
- (注9) 降雪による損害については、1降雪期間（冬期）をとおした最終的な損害の程度に基づき保険金を支払います。
- (注10) 72時間以内に生じた複数の震災等、または一連の地殻変動によって生じた複数の震災等により保険の対象に損害を受けた場合には、1回の災害とみなします。

④保険の対象

ア 災害保険では、日本国内に所在する保険証券記載の次の各号に定める住宅（やむを得ない事情で一時的に空家となる場合を含みます。）および家財とします。

- 保険契約者または親族が所有し、保険契約者が居住する住宅およびその住宅に収容される家具、衣服、その他の生活に必要な家財。

●保険契約者が所有し、保険契約者以外の者が居住する住宅

イ 次の表の物のうち、保険契約者または親族が所有するものは、保険証券に記載の住宅に含まれます。

1	畳、建具その他これらに類する物
2	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消化、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
3	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
4	門、壁、垣（庭木、生垣を除きます。）、外灯その他これらに類する土地に固着、固定された付属屋外設備装置であって、敷地内に所在するもの
5	物置、車庫その他の付属建物
6	保険の対象である建物の基礎

ウ 下表のいずれかに該当するものについては、保険の対象としません。

住宅	家財
1 事務所、簡易郵便局、店舗、その他これらに類する営業目的の建物	1 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
2 建築中の建物	2 貴金属、宝石、宝玉その他の貴重品、書画、骨とう品、彫刻物その他の美術品
3 建て替え中の建物 この場合、既存建物の解体工事開始から新しい建物の建築工事が完了し引き渡しまで。	3 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿、アルバムその他これらに類するもの
4 区分所有建物の共用部分 (専用使用権付共用部分を除きます。)	4 営業（農業を含みます。）用の商品、原材料、器具備品、設備その他これらに類するもの
5 ビル、倉庫、空家等の人が常時居住していない建物	5 食料および燃料
6 別荘	6 自動車および自動二輪車（総排気量125cc及び定格出力が1Kwを超えるもの）
	7 家畜、家きん、庭木、盆栽などの動植物
	8 上記1から7までの他、金銭に見積もることができないもの
	9 不用品または使用可能であっても一般的に物置等で管理する家財でないもの

⑤保険金額の設定（契約限度口数）・・・[「契約概要」](#)

災害保険の限度口数は次に掲げる区分とします。ただし、同一の住宅および家財について契約できる保険契約者は1人までとします。

保険契約の区分	保険の対象	限度口数
住宅1戸およびその住宅内に収容されている家財	住宅	150口
	家財	50口
	計	200口
住宅1戸	住宅	150口
一つの住宅内に収容されている家財	家財	50口

※契約口数での保険金額が保険の対象の再取得価額を超えている場合には、保険金は損害額どおりに支払われますが、保険の対象の再取得価額を超過した部分について保険金は支払われないことがあります。また、契約限度口数での保険金額が、保険の対象の再取得価額に満たない場合には、再取得価額に対して保険金が不足する場合があります。

[他の契約がある場合]

当保険にて保険金を支払う損害に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等がある場合において、当保険が支払う保険金額は、それぞれの支払責任額の合計額がその住宅・家財の損害額を超えるときは、次に定める額を保険金額とします。

ア 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときは、当保険の支払責任額を支払います。

イ 他の保険契約等に支払責任額の全額を支払う旨の約定があるときで、かつ、他社の保険契約等から保険金または共済金がすでに支払われているときは、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の額と当該損害の額のうちいずれか少ない額を差し引いた残額を支払います。ただし、他社の保険契約等がないものとして算出した当保険の支払責任額を限度とします。

⑥保険期間・・・[「契約概要」](#)・[「注意喚起情報」](#)

災害保険の保険期間は、契約日または更新日の午前0時から12か月間です。

⑦引受条件・・・[「契約概要」](#)

ア 地震を原因とする損害

災害保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とした下記の損害については、本保険の災害の区分に定める「火災等」での保険金をお支払いできません。

●火災による損害（地震等により延焼・拡大した損害も含みます。）

●倒壊などの損害

●津波などによる流失損害

●埋没などの損害

イ 家財の損害

住宅のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。また、家財のみのご契約の場合、建物部分の損害については保険金をお支払いできません。

(3) 保険料と払込方法等

①保険料・・・[「契約概要」](#)

保険料は1口につき10円になります。

②保険料の払込方法と払込期限・・・[「契約概要」](#)・[「注意喚起情報」](#)

保険料の払込方法は次のとおりです。

払込方法	払込単位	払込期限
給与控除	月 払	給与支給日
	半年払	更新日および6か月経過後の払込応当日が属する月の給与支給日
	年 払	更新日の属する月の給与支給日
給与控除以外	半年払	更新日および6か月経過後の払込応当日が属する月の前月の末日
	年 払	更新日の属する月の前月の末日

③保険料の払込猶予期間等の取扱い・・・[「注意喚起情報」](#)

ア 給与控除による保険料の払込については、払込期月の翌月1日から翌月末日までを猶予期間とします。

イ 給与控除以外による保険料の払込については、払込期月の翌月1日から翌々月末日までを猶予期間とします。

ウ 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日にその効力を失います。

エ 猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合、当法人は、その時までには払い込まれるべき保険料のうち、未払込の保険料がある場合には、その未払込の保険料を支払うべき保険金の額から差し引きます。

(4) 満期返戻金・契約者配当金・・・[「契約概要」](#)

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時にご注意いただく事項

- (1) 告知義務・・・「注意喚起情報」(保険申込書の記載上の注意事項)
ご契約者には、ご契約時に告知事項について、事実を正確に記載していただく義務(告知義務)があります。告知事項とは、保険契約申込書の記載事項とすることによって郵政福祉が告知を求めたものをいいます。告知内容に誤りがなく十分ご注意ください。
- なお、ご契約時に記載いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書)・・・「注意喚起情報」
ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 ●ご契約を申し込まれた日 ●契約申込書を受領された日
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に郵政福祉地方本部に必ず郵便でご通知ください。
お申し出を受付できない場合	すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項	【宛先】最寄りの郵政福祉地方本部(次ページに記載) 【ご通知いただく事項】 ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、捺印および電話番号 ・ご契約を申し込まれた年月日 ・ご契約を申し込まれた保険商品の名称
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、郵政福祉は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

- (3) 類似の他の保険契約または共済契約がある場合・・・「注意喚起情報」
補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。
- (4) 商品内容等が改定された場合・・・「注意喚起情報」
保険料や保険金額をはじめとする商品内容等の改定が行われた場合、すでにご契約をいただいている保険契約のお取り扱いは、次のとおりとなります。
- ①改定年月日以降に更新された保険契約の保険始期より新たな補償内容等が適用されます。ご契約者様の契約更新日(保険始期)によって、適用時期が異なりますのでご注意ください。
- ②改定年月日以降の契約内容の変更(口数変更等)においても、その保険契約が更新されていない場合は、改定前の補償内容が適用されます。
- ③保険金額が改定された場合であっても、お支払いする保険金額の算定にあたっては保険事故発生日時点での保険金額が適用されます。

3 契約締結後にご注意いただく事項

- (1) 通知義務・・・「注意喚起情報」
- ①住所等を変更された場合
現住所や、保険の対象となる物件の変更(用途、住所等)が変更された場合は、遅滞なく郵政福祉地方本部までご連絡ください。ご連絡がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

なお、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。

- ア 住居部分がなくなったとき
イ 日本国外に保険の対象が移転したとき
- ②上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ郵政福祉地方本部までご連絡ください。ただし、ご契約内容の変更を取り扱いきれない場合があります。
- (2) 解約返戻金・・・「契約概要」・「注意喚起情報」
ご契約を解約される場合は、郵政福祉地方本部までご連絡ください。災害保険普通保険約款の規定に従い、保険料を返還します。なお、返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。
解約返戻金の額等の詳細につきましては、郵政福祉地方本部までお問い合わせください。
- (3) 重大事由による解除
保険金を搾取する目的で事故招致(未遂を含みます。)させた場合や、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款)をご参照ください。
- (4) 保険証券
保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、郵政福祉地方本部までお問い合わせください。

4 その他ご留意いただきたいこと

- (1) 保険契約者保護機構について・・・「注意喚起情報」
災害保険は、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、また、郵政福祉に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。
- (2) 保険更新時における契約条件の変更等について・・・「注意喚起情報」
郵政福祉は、業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、主務官庁の認可を得て、保険契約の更新に際して、次の変更を行うことがあります。
- ①保険料を増額し、または保険金額を減額すること。
②保険契約の更新を行わないこと。
- (3) 保険料または保険金の額の定期的見直し・・・「注意喚起情報」
郵政福祉は、将来にわたって保険財務の健全性を維持できるように、少なくとも3年ごとに保険料または保険金額の妥当性について定期的検証を行います。
定期的検証の結果、保険料または保険金額の見直しを行う場合には、その内容について主務官庁の認可を取得したのちに、その対象となる保険契約者全員に通知します。
- (4) 個人情報の取扱いについて・・・「注意喚起情報」
- ①所属会社から提供される個人情報について
給与から保険料を控除する場合、適正な契約管理に必要な次に記載の個人情報について、所属会社から郵政福祉に情報が提供されます。
・契約時の社員コード、最新の所属情報(会社、事業所、部課)及び氏名
・保険料控除不能時の事由(退職、休職、育児休業、出向等)及び該当理由の発生日
- ②お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて
郵政福祉は、本契約に関する個人情報を、保険引き受け・支払いの判断、本契約の履行、郵政福祉の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
また、郵政福祉は、契約者向けサービスの提供を行うため、提携企業等に対し、必要な範囲で、氏名、生年月日等の本契約に関する個人情報を提供することがあります。
なお、お客さま情報の漏洩及び不正アクセス等の防止の為必要な対策を講じています。
郵政福祉の個人情報保護方針については郵政福祉のホームページ(<http://www.yuseifukushi.or.jp>)をご覧ください。

(5) 事故が起こった場合

- 事故が起こった場合、速やかに郵政福祉地方本部までご連絡ください。ご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款に定める書類のほか、当法人が保険金支払に必要な事項の確認を行うために必要な書類を提出していただく場合があります。
- 当法人をはじめ損害保険会社等の間では、保険金の支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、保険金の支払い以外の目的には利用しません。ご不明な点は郵政福祉地方本部までお問い合わせください。

5 保険契約に関する相談・苦情・お問合せ

① ご契約内容の詳細や各種ご相談・苦情等については、郵政福祉の各地方本部までご連絡ください。

●受付時間 平日午前9時～午後5時

- 北海道地方本部 〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目20
TEL 0120-816-922 / 011-218-8070
- 東北地方本部 〒980-8650 仙台市青葉区五橋2-4-2
TEL 0120-510-250 / 022-262-2166
- 関東地方本部 〒330-0054 さいたま市浦和区東岸町9-20
TEL 0120-954-129 / 048-764-8002
- 東京地方本部 〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町1-7
TEL 0120-120-247 / 03-6365-0294
- 南関東地方本部 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町15-5
TEL 0120-954-130 / 044-201-4500
- 信越地方本部 〒380-0921 長野市栗田948-1
TEL 0120-888-632 / 026-223-1771
- 北陸地方本部 〒920-0901 金沢市彦三町2-5-27
TEL 0120-626-245 / 076-262-6245
- 東海地方本部 〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-21-2
TEL 0120-517-117 / 052-971-1095
- 近畿地方本部 〒540-0029 大阪市中央区本町橋7-3
TEL 0120-816-755 / 06-7711-6008
- 中国地方本部 〒730-0005 広島市中区西白島町17-13
TEL 0120-544-401 / 082-221-5444
- 四国地方本部 〒790-0003 松山市三番町8-12-4
TEL 0120-122-545 / 089-945-1221
- 九州地方本部 〒860-0846 熊本市中央区城東町3-1
TEL 0120-657-716 / 096-355-9301
- 沖縄地方本部 〒900-0032 那覇市松山1-32-7
TEL 0120-630-802 / 098-863-0801

② ご意見・ご要望

- 一般財団法人 郵政福祉 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
TEL 0120-216-131 / 03-3502-3768